

社会福祉法人瑞穂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、理事及び監事（以下「役員等」という。）並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等並びに評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 非常勤評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金及び賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職慰労金については、当法人役員退職慰労金規程により算出される額
- (3) 通勤手当については、当法人給与規程第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等並びに評議員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等並びに評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 退職慰労金については、当法人役員退職慰労金規程により算出される額
- (3) 非常勤役員等並びに評議員が、理事会、評議員会等の法人会議に出席した場合及び理事長の指示又は委任を受け法人業務等を行うために出勤した場合には、別表第3に定める額の費用を弁償する。
- (4) 非常勤役員等並びに評議員が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人給与規程第3条第2項に準じた日とする。
 - (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、速やかに支給する。
- 2 非常勤役員等並びに評議員に対する報酬は、理事長が別に定める日とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その生じた時点で切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人瑞穂会役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 1,000千円を上限として、評議員会で決議された額

別表 2 (非常勤役員等並びに評議員の報酬)

(1) 評議員

	報 酬 の 額
評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事及び監事

	報 酬 の 額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表 3 (非常勤役員等並びに評議員の費用弁償)

区 分	費 用 弁 償 の 額
岡崎市内	1,000円
その他	2,000円